

## 豊田市中心企業人材育成事業補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、豊田市補助金等交付規則（昭和45年規則第34号）に定めるもののほか、中小企業人材育成事業に対する補助金の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 商工会議所 商工会議所法（昭和28年法律第143号）の規定に基づく商工会議所をいう。
- (2) 商工会 商工会法（昭和35年法律第89号）の規定に基づく商工会をいう。
- (3) 中小企業者 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項各号のいずれかに該当する中小企業者をいう。
- (4) 組合等 特定の法律によって設立された組合又はその連合会で、その直接又は間接の構成員の3分の2以上が中小企業者である団体をいう。
- (5) 建設業 日本標準産業分類（平成25年10月改定。以下同じ。）において大分類D建設業に属するものをいう。
- (6) 製造業等 日本標準産業分類において大分類E製造業又は大分類G情報通信業のうち中分類39情報サービス業に属するものをいう。

### (補助金の交付目的)

第3条 この補助金は、商工会議所等が行う中小企業人材育成事業に要する費用の一部を補助することにより、当該事業の実施を促進し、もって次世代を担う人材を育成するとともに本市の工業の振興に資することを目的とする。

### (補助事業者)

第4条 補助金の交付対象者（以下「補助事業者」という。）は、商工会議所、商工会、中小企業者及び組合等で、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 市内に主たる事務所又は事業所を有し、建設業又は製造業等に係る事業を営む者。
- (2) 市税を完納していること。

### (補助事業)

第5条 補助金の交付対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、次に掲げる事業とする。

- (1) 商工会議所、商工会又は組合等が中小企業を対象に行う勉強会及び研究会
- (2) 経営力の強化又は技術力の向上に資すると市長が認めた研修で、中小企業者が参加するもの

2 前項の規定にかかわらず、国、愛知県その他の機関から補助金等の交付を受けて行う事業は、補助事業としない。

### (補助対象経費)

第6条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助事業に要する経費のうち、別表の補助事業者欄の区分に応じ、同表の補助対象経費欄に掲げる経費とし、その金額が2万円以上のものに限る。

2 前項の場合において、補助事業者が商工会議所、商工会及び組合等のときは、別

表の補助対象経費欄に掲げる経費のうち、当該補助事業者が負担する経費のみを補助対象経費とする。

(補助金額等)

第7条 補助金の額は、補助対象経費に2分の1を乗じて得た額とする。

2 前項の規定にかかわらず、補助金の額は、別表の補助事業者欄の区分に応じ、同表の限度額欄に掲げる額を限度とする。

(端数処理)

第8条 補助金の額の算定に当たっては、算出された額に千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(補助金の交付申請)

第9条 補助金の交付の申請をしようとする補助事業者は、中小企業人材育成事業補助金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添付し、補助事業を実施する

2週間前までに市長に提出しなければならない。

(1) 事業計画書(様式第2号)

(2) 収支予算書(様式第3号)

(3) 会社の定款又はこれに類する書類

(4) 役員名簿(様式第4号)

(5) 団体又は会社の概要が分かるパンフレット等

(6) 市税完納証明書

(7) 研修の概要が分かるパンフレット(研修機関、研修名、期間、金額)

(交付の決定)

第10条 市長は、前条の規定により補助金の交付の申請があったときは、その内容を審査し、補助金の交付を適当と認めるときは、予算の範囲内において交付の決定をし、中小企業人材育成事業補助金交付決定通知書(様式第5号)により、補助事業者に通知するものとする。

2 前項の決定に当たって、市長は補助金の交付の目的を達成するために必要と認めるときは、条件を付することができる。

(交付の除外要件)

第11条 前条の規定にかかわらず、市長は、補助事業者が次のいずれかに該当する場合は、補助金の交付の決定をしないことができる。

(1) 法人等(法人又は団体若しくは個人をいう。以下同じ。)の役員等(法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人にあってはその者及び支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。)に暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)又は暴力団員ではないが同条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行う者(以下「暴力団関係者」という。)がいると認められるとき。

(2) 暴力団員又は暴力団関係者(以下「暴力団員等」という。)がその法人等の経営又は運営に実質的に関与していると認められるとき。

(3) 法人等の役員等又は使用人が、暴力団の威力若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等を利用するなどしていると認められるとき。

- (4) 法人等の役員等又は使用人が、暴力団若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
- (5) 法人等の役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- (6) 法人等の役員等又は使用人が、前各号のいずれかに該当する法人等であることを知りながら、これを利用するなどしていると認められるとき。

(実績報告)

第12条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、完了の日から起算して30日を経過した日又は翌年度の4月10日のいずれか早い期日までに、中小企業人材育成事業実績報告書(様式第6号。以下「実績報告書」という。)に次に掲げる書類を添付し、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業報告書(様式第7号)
- (2) 収支決算書(様式第8号)
- (3) 経費の支払等及び事業の実施を証明する書類(修了証等)の写し  
(額の確定及び交付)

第13条 市長は、実績報告書が提出されたときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、中小企業人材育成事業補助金確定通知書(様式第9号)により補助事業者に通知した後に、当該額を交付するものとする。

2 補助事業者が補助金の交付の目的を達成するため、市長において特に必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、補助事業の完了の前に補助金の全部又は一部を概算払することができる。

(交付決定の取消し又は補助金の返還)

第14条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定額の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部を返還させなければならない。

- (1) この要綱又は補助金の交付の決定をするときに付した条件若しくは市長の指示に違反したとき。
- (2) 補助金を交付の目的以外に使用したとき。
- (3) 補助事業を中止し、又は廃止したとき。
- (4) 補助事業に関する申請、報告、施行等について不正な行為があったとき。
- (5) 第11条各号のいずれかに該当したとき。
- (6) その他補助金の運用を不適當と認めるとき。

(委任)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

## 附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成24年1月1日から施行する。ただし、第3条、第4条、第5条及び別表に関する改正規定は、平成24年4月1日から施行する。

(要綱の失効)

2 この要綱は、平成27年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日

以前にこの要綱の規定に基づき既になされた交付申請に係る補助金の交付に関しては、同日後も、なお、その効力を有する。

#### 附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。  
(要綱の失効)
- 2 この要綱は、平成27年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日以前にこの要綱の規定に基づき既になされた交付申請に係る補助金の交付に関しては、同日後も、なおその効力を有する。

#### 附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。  
(要綱の失効)
- 2 この要綱は、平成30年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日以前にこの要綱の規定に基づき既になされた交付申請に係る補助金の交付に関しては、同日後も、なおその効力を有する。

#### 附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。  
(この要綱の失効)
- 2 この要綱は、平成33年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日以前にこの要綱の規定に基づき、既になされた交付申請に係る補助金の交付に関しては、同日後も、なおその効力を有する。

#### 附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和3年1月1日から施行する。  
(この要綱の失効)
- 2 この要綱は、令和3年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日以前にこの要綱の規定に基づき、既になされた交付申請に係る補助金の交付に関しては、同日後も、なおその効力を有する。

別表（第6条及び第7条関係）

補助事業者	補助対象経費	限度額
商工会議所 商工会 組合等	講師謝礼 教材費 印刷製本費 会場借上料（マイク使用料等を含む。） 広告宣伝費 通信運搬費 研修負担金	1団体につき 100万円
中小企業者	第5条第1項第2号に規定する補助事業の受講料等（外部講師を招いて社内研修を実施する場合は上段に準ずる経費） ただし、市内の事業所に勤務する従業員に係る受講料等に限る。	1中小企業者につき 10万円

（注意）申請は1団体、1中小企業につき1回限り

豊 田 市 長 様

(申 請 者) 所 在 地 \_\_\_\_\_  
名 称 \_\_\_\_\_  
フリガナ \_\_\_\_\_  
代表者氏名 \_\_\_\_\_

中小企業人材育成事業補助金交付申請書

豊田市中心企業人材育成事業補助金交付要綱第 9 条の規定により、次のとおり申請します。

補助金交付申請額	金 円
----------	-----

添付書類

- 1 事業計画書 (様式第 2 号)
- 2 収支予算書 (様式第 3 号)
- 3 会社の定款又はこれに類する書類
- 4 役員名簿 (様式第 4 号)
- 5 団体又は会社の概要が分かるパンフレット等
- 6 市税完納証明書
- 7 研修の概要が分かるパンフレット (研修機関、研修名、期間、金額)

様式第2号（第9条関係）

事業計画書（その1）

団体又は企業名	
実施予定年月日	年 月 日から 年 月 日まで
実施予定場所	
事業内容	
期待される効果	

注意 1 中小企業者が外部研修機関の研修を受講する際は、事業計画書（その2）も提出してください。

2 中小企業者が外部講師を招いて社内研修を実施する場合は、事業内容欄に研修講師名及び受講予定人数を記載してください。

様式第2号（第9条関係）

事業計画書（その2）

整理 番号	研修機関及び 研修名称	期間	受講者	
			所属・役職	氏名
		年 月 日 ～ 年 月 日 ( )日間		
		年 月 日 ～ 年 月 日 ( )日間		
		年 月 日 ～ 年 月 日 ( )日間		
		年 月 日 ～ 年 月 日 ( )日間		
		年 月 日 ～ 年 月 日 ( )日間		
		年 月 日 ～ 年 月 日 ( )日間		
		年 月 日 ～ 年 月 日 ( )日間		
		年 月 日 ～ 年 月 日 ( )日間		
		年 月 日 ～ 年 月 日 ( )日間		
		年 月 日 ～ 年 月 日 ( )日間		

注意 研修内容及び受講料が分かる資料を添付してください。



様式第3号（第9条関係）

収支予算書

(収入)

科目	予算額（消費税抜き）	積算基礎
申請者負担金		
豊田市補助金		
その他収入		
合計		

(支出)

項目	金額（消費税抜き）	
	補助対象経費	補助対象外経費
合計		

注意1 受講料に宿泊費・食事代等が含まれる場合は、その額を補助対象外経費として記入してください。

注意2 補助金交付申請見込額の計算

補助対象経費の合計      その他収入      補助率      算出額（円未満切捨て）  
 （      円      -      円      ） × 1/2 =      円

補助金交付申請見込額（算出額の千円未満切捨て）      円

様式第4号（第9条関係）

役員名簿

法人名			
役職名	(フリガナ) 氏名	住 所	生年月日
上記役員は、暴力団員又は暴力団関係者でないことに相違ありません。			

注意 役員全員について記載してください。

様

豊田市長



中小企業人材育成事業補助金交付決定通知書

年 月 日付けで交付申請のあった中小企業人材育成事業補助金については、豊田  
市中小企業人材育成事業補助金交付要綱第10条第1項の規定により、次のとおり交付する  
ことに決定します。

補助金の額	金 円
-------	-----

※ 事業が完了したときは、完了の日から起算して30日を経過した日又は翌年度の  
4月10日のいずれか早い期日までに、実績報告書を提出してください。

様式第6号(第12条関係)

年 月 日

豊田市長 様

(申請者)所在地 \_\_\_\_\_  
名 称 \_\_\_\_\_  
フリガナ \_\_\_\_\_  
代表者氏名 \_\_\_\_\_

中小企業人材育成事業補助金実績報告書

年 月 日付け豊産労発第 号で補助金の交付決定を受けた中小企業人材育成事業を完了したので豊田市中小企業人材育成事業補助金交付要綱第12条の規定により、次のとおり報告します。

添付書類

- 1 事業報告書（様式第7号）
- 2 収支決算書（様式第8号）
- 3 経費の支払等及び事業の実施を証明する書類（修了証等）の写し

様式第7号（第12条関係）

事業報告書（その1）

団体又は企業名	
実施年月日	年 月 日から 年 月 日まで
実施場所	
事業内容	
事業の効果	

注意 1 中小企業者が外部研修機関の研修を受講した際は、事業実績書（その2）も提出してください。

2 中小企業者が外部講師を招いて社内研修を実施した場合は、事業内容欄に研修講師名及び受講人数を記載するとともに、実施時の様子のわかる写真を添付してください。



収支決算書

(収入)

科目	決算額（消費税抜き）	積算基礎
申請者負担金		
豊田市補助金		
その他収入		
合計		

(支出)

項目	金額（消費税抜き）	
	補助対象経費	補助対象外経費
合計		

注意1 受講料に宿泊費・食事代等が含まれる場合は、その額を補助対象外経費として記入してください。

注意2 補助金交付申請額の計算

補助対象経費の合計    その他収入    補助率    算出額（円未満切捨て）  
 ( \_\_\_\_\_ 円 - \_\_\_\_\_ 円) × 1/2 = \_\_\_\_\_ 円

補助金交付申請額（算出額の千円未満切捨て）

\_\_\_\_\_ 円

様

豊田市長



中小企業人材育成事業補助金確定通知書

年 月 日付で実績報告のありました中小企業人材育成事業については、豊田市中  
小企業人材育成事業補助金交付要綱第13条第1項の規定により、次のとおり補助金の額を  
確定しましたので、通知します。

補助金の額	金 円
-------	-----

注意 豊田市中企業人材育成事業補助金交付要綱第14条各号のいずれかに該当し  
た場合は、この補助金の交付の決定額の全部若しくは一部を取り消し、又はすで  
に交付した補助金の全部若しくは一部を返還していただきます。